

1 基本的な考え方

- (1) 新型インフルエンザ等感染症または新感染症の外出自粛対象者（外出自粛に係る法の規定が適用される指定感染症にあつては、当該感染症の外出自粛対象者。以下「外出自粛対象者」という。）について、体調悪化時等に適切な医療に繋げる健康観察体制を整備することが重要となります。また、外出自粛により生活上必要な物品等の入手が困難になることから、外出自粛対象者に対し、生活上の支援が重要となります。

これらの体制整備に当たっては、自宅療養者の急増等を考慮した体制の構築や、要援護者への合理的配慮を含めた支援のあり方などに配慮します。

- (2) 高齢者施設等や障がい者施設等の入所者が施設内で療養する場合に、施設内で感染がまん延しないよう、施設の役割や機能に応じた助言等が行える体制等の整備について、平時から準備を進めることが重要となります。

2 療養生活の環境整備の方策

- (1) 本市は、健康観察の体制整備に当たり、医療機関、医師会、薬剤師会および民間事業者への委託のほか、IHEAT^{※6}要員の活用や感染症対策部門以外の専門職の応援体制の構築により支援体制を構築できるよう、平時から準備を進めます。
- (2) 本市は、生活上の支援等を行うことができる体制等の整備に当たり、民間事業者への委託等により、食料品等の生活必需品等を支給できるよう平時から準備を進めるとともに、自宅療養時においても、薬物療法を適切に受けられるように必要な支援を受けられる体制の整備に努めます。

※6 Infectious disease Health Emergency Assistance Team のこと。法に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた場合その他の健康危機が発生した場合（以下「健康危機発生時」という。）において外部の専門職を有効に活用することを目的とし、健康危機発生時に地域における保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み。IHEAT 要員とは、IHEAT に登録し、保健所等への支援の要請を受ける旨の承諾をした外部の専門職のことで、主に感染症まん延時における積極的疫学調査等の業務を行う。

また、外出自粛対象者が、介護保険の居宅サービスや障害福祉サービス等を受けている場合には、介護サービス事業者や障害福祉サービス事業者等との連携に努めます。

- (3) 本市は、健康観察や生活支援等を効率的に行うため、平時からICT^{※7}やDX^{※8}の積極的な活用・導入を推進します。
- (4) 本市は、道が医療措置協定を締結した医療機関および医師会と連携し、高齢者施設や障がい者施設等に対し、必要に応じてゾーニング等の感染対策に関する助言を行うことができる体制を確保し、新興感染症の発生およびまん延時において施設内における感染のまん延を防止することに努めます。

3 関係機関および関係団体との連携

- (1) 本市は、外出自粛対象者の健康観察や生活支援等の実施に当たっては、第二種協定指定医療機関等や医師会、薬剤師会、民間業者などに委託することについて検討します。
- (2) 本市は、福祉ニーズのある外出自粛対象者が適切な支援を受けられるよう、平時から、各種会議や研修の場を通じて、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者等と連携を深めます。

※7 Information and Communications Technology のこと。情報伝達技術のことで、LINE や X などの SNS、スマートスピーカーなどお互いに情報をやりとりするためのサービスなどが含まれる。

※8 Digital Transformation のこと。デジタル技術やデータを活用して、業務プロセスやビジネスモデル、会社の風土、組織構造などを変革すること。